

平成 29 年度 税務運営方針

1 税務を取り巻く環境及び税務の役割

(1) 県税予算

平成 29 年度の当初予算は、円高傾向による輸出関連企業などの収益減が予想されるため、法人二税の減収等が見込まれることから、当初予算を 5 年ぶりに下回る 2,455 億円（前年度当初予算比 96.8%、80 億円減）を計上した。

(2) 県財政

平成 29 年度当初予算は、「政策経営基本方針」に基づく重点事項に積極的に取り組むほか、「とちぎ元気発信プラン」と「とちぎ創生 1.5 戦略」に掲げる施策を着実に推進するとして編成され、前年度当初予算を 0.3% 下回る 8,159 億 8 千万円となった。

(3) 県税収入及び税務職員の役割

県税収入は歳入全体の 30.1% を占めることから、諸施策を実施する上で貴重な財源である。

税務職員は、一人一人が税の役割の重要性を再認識し、県税収入の確保に全力で当たるとともに、徴収率の向上、収入未済額の縮減に努めなければならない。

(4) 県民に信頼される税務行政

県税収入の確保には県民の協力が不可欠である。税務職員は、徴税吏員としての職責の重要性を自覚し、県民の信用を失墜させることがないように綱紀を保持し、公平公正な税務事務の執行に努めなければならない。

2 事務執行に当たっての基本指針

(1) 組織としての機能の発揮

ア 管理監督者は、組織目標の達成に向けて、自ら先頭に立ち、臨機応変な業務配分により複雑高度化する税務事務を適切に処理するとともに、成果を上げる。

イ 管理監督者は、職場研修の機会を設けるなど新採職員、若手職員の早期育成に努めるとともに、中堅職員との意見交換の機会の確保に努める。

また、常に部下職員の執務状況の把握に努め、適宜助言を与えるなど組織として問題の解決を心掛け、職員のメンタルヘルスに十分配慮する。

ウ 税務職員は、組織の一員としての自覚を持ち、その役割を十分発揮できるよう、常に「報告、連絡、相談」を励行するとともに、迅速な事務執行に努める。

(2) 情報の適正管理

ア 税務情報が重要な個人情報であることを認識し、栃木県個人情報保護条例及び栃木県情報セキュリティ基本方針の趣旨に則り、税務情報を適正に管理する。

イ 個人番号を含む特定個人情報を取り扱う場合は、情報漏えい等のリスクを軽減するための措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に努める。

ウ 誤入力、誤発送及び誤発信に起因する情報漏洩を防止するため、複数の職員による入力事項のチェックや、発送及び発信する郵便物等の確認を徹底する。

(3) ICT の活用

ICT を効果的に活用し、税務情報の発信等に努めるとともに、事務処理の改善、効率化を図る。

また、電子申告については、更なる利用率の向上に取り組む。

(4) 税務広報・租税教育の積極的な実施

ア 税知識の普及と納税意識の高揚を図り、適正な申告と自主納税を促進するため、広報媒体を活用した効果的な税務広報を積極的に実施する。

イ 次世代を担う児童・生徒に対し、関係機関と連携し租税教育を積極的に実施する。

- (5) ふるさと納税の促進
とちぎの魅力を発信し、「ふるさと“とちぎ”応援寄付金」の確保に努める。
- (6) 納税方法の多様化の推進
自動車保有関係手続のワンストップサービスの導入等納税方法の多様化を進めることで、納税者の利便性の向上による滞納の未然防止と徴税コストの削減に努める。

3 各課及び担当に関する事項

- (1) 課税課に関する事項
 - ア 的確な課税客体の把握と適正な課税標準の算定に努める。
 - イ 経営管理部フォルダ内にある情報交換制度を活用し、事務所間の情報交換を密にするなどして、課税の均衡に努める。
- (2) 収税課に関する事項
 - ア 早期完納に向けた滞納整理に努めるとともに、滞納処分を適正に執行し租税債権の確保を図る。
 - イ 課長等は、徴収目標を設定し、適切な進行管理の下、職員の指導に当たる。
 - ウ 地方交付税の算定において、上位三分の一の地方団体が達成している徴収率を標準的な徴収率としていることから、より一層の徴収率の向上、収入未済額の縮減に努める。
 - エ 徴収不能な案件については、執行停止などの不良債権処理を適正に行う。
- (3) 管理課に関する事項
 - ア 歳出予算の執行に当たっては、常に財務規則等関係法令への適合性に留意するとともに、コスト意識を徹底し、計画的・効率的な執行に努める。
 - イ 収納管理事務は税務事務の基本となることから、正確かつ迅速な事務処理に努める。
- (4) 地方税協働徴収担当に関する事項
 - ア 高額事案や徴収困難事案を中心に地方税法第48条の徴取引継ぎを積極的に実施するなど、個人県民税の徴収率向上及び収入未済額の縮減に努める。
 - イ 現年度滞納事案に対する早期の徴収支援を行うとともに、市町と緊密に連携し共同催告や合同搜索などの取組を強化する。
 - ウ 滞納整理の手法に関する研修を通じて、市町派遣職員の徴収スキルの底上げに努める。
 - エ 個人県民税の徴収率の低い市町に対しては、滞納整理に関する技術的な助言を積極的に行う。
- (5) 軽油引取税調査担当に関する事項
 - ア 的確な課税客体の把握と適正な課税標準の算定に努める。
 - イ 関係機関と連携し、不正軽油の撲滅に努めるとともに、悪質な事案に対しては、告発等厳しい対応で望む。

4 税制改正等に対する適切な対応

税制改正等に対し、次の点に留意して事務処理等を行う。

- (1) ペイジー収納等、新しい納付方法の理解を深めるとともに、納税者からの問い合わせなどに適切に対応する。
- (2) 法人事業税について、確定申告書の提出期限の延長の特例の見直し及び電気供給業の分割基準の見直しがあったので取扱に誤りのないよう注意する。
- (3) 平成29年1月1日から、不申告加算金及び重加算金について加重制度の導入、延滞金の計算期間の見直しがあったので取扱に誤りがないよう注意する。
- (4) 国における税制改正の議論や景気の動向、企業の業績等を注視し、税収の確保等に努める。